**第７章　計画の評価・見直し**

評価は、ＫＤＢシステム及び政府統計の総合窓口（e-Stat）を活用し、可能な限り数値を用いて行います。

また、保健事業の具体的な内容については、単年度ごとにPDCAサイクルにより、常に事業の改善を図ります。

計画の見直しは、平成３２年度に中間評価を実施し、平成３５年度に、計画に掲げた目的・目標の達成状況の最終評価を行い、次期計画に反映させることとします。

　 保険運営の健全化の観点からこの計画の進捗状況については、鶴ヶ島市国民健康保険運営

協議会へ報告し、必要に応じて、埼玉県国民健康保険団体連合会に設置する保健事業支援・

評価委員会の指導又は助言を受けるものとします。

**第８章　計画の公表・周知**

策定した計画は、市の広報やホームページに掲載します。また、配布にあたっては、計画の要旨をまとめた概要版を策定するとともに、広く市民への周知を図るため、市役所情報公開コーナー、若葉駅前出張所、女性センター、保健センター、中央図書館、各市民センターで閲覧ができるようにします。

**第９章　個人情報の取扱い**

鶴ヶ島市における個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する条例及びガイドライン等によります。

**第１０章　その他の留意事項（地域包括ケアに係る取組など）**

データ分析に基づく保険者の特性を踏まえた計画を策定するため、埼玉県や埼玉県国民健康保険団体連合会が行うデータヘルスに関する研修に担当者（国保、衛生、介護部門等）は積極的に参加するとともに、事業推進に向けて意見交換等を行うものとします。

また、医療や介護の必要がある高齢者等が、住み慣れた地域で継続して生活するために、医療保険者は、地域包括ケアシステム推進協議会等に積極的に参加することにより、地域における課題やニーズを把握し、地域包括ケアを推進します。